

事例で学ぶ個人情報保護 追加訂正表

「個人情報の保護に関する法律」の「個人情報の保護に関する法律」についての経済産業分野を対象としたガイドライン」の一部変更になりましたので、下記情報をご覧ください。

訂正箇所	変更内容	訂正前	訂正後
P.18 < Column内 >	文字削除	当社の事業活動に利用致します。」 当社のマーケティング活動に利用致します。」	事業活動に利用致します。」 「マーケティング活動に利用致します。」
P.60 < 5. 選択肢 >	文字削除	c. 当社の事業活動に利用致します。 d. 当社のマーケティング活動に利用致します。	c. 事業活動に利用致します。 d. マーケティング活動に利用致します。
P.71 < 第一章 第二条 第三項 >	条文追加		四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
P.71 < 第一章 第二条 第三項 >	項番変更	四 その取り扱い個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者	五 その取り扱い個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者
P.72 < 第三章 第七条 第二項 >	条文追加		五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
P.72 < 第三章 第七条 第二項 >	項番変更	五 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項	六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
P.72 < 第三章 第七条 第二項 >	項番変更	六 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項	七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
P.72 < 第三章 第七条 第二項 >	項番変更	七 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項	八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項
P.73 < 第三章 第十一条 >	表題変更	(保有する個人情報の保護)	(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)
P.73 < 第三章 第十一条 >	条文追加		2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

訂正箇所	変更内容	訂正前	訂正後
P.80 < 附則 第七条 >	条文削除	(内閣府設置法の一部改正) 第七条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第三項第三十八号の次に次の一号を加える。 三十八の二 個人情報の保護に関する基本方針(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七条第一項に規定するものをいう)の作成及び推進に関すること。 第三十八条第一項第一号中 並びに市民活動の促進」を「市民活動の促進並びに個人情報の適正な取扱いの確保」に改め、同項第三号中(昭和四十八年法律第二百一十一号)の下に「及び個人情報の保護に関する法律」を加える。	
P.80 < 附則 末尾 >	条文追加		附則(平成十五年法律第百十九号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日 (その他の経過措置の政令への委任) 第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

注) 本テキストに掲載されている「個人情報保護に関する法律」は、今後も改定される可能性があります。最新版の情報は内閣府のホームページより確認することができます。また、本テキストは「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象としたガイドライン」を参考にしてしています。こちらも今後改訂される可能性があります。最新版は経済産業省のホームページより確認することができます。